

1946年調査にみられるアメリカの農地所有の特質

| | |
|-------|------------|
| 誌名 | 農業総合研究 |
| ISSN | 03873242 |
| 著者名 | 高橋,伊一郎 |
| 発行元 | 農林省農業総合研究所 |
| 巻/号 | 5巻4号 |
| 掲載ページ | p. 167-181 |
| 発行年月 | 1951年10月 |

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



一九四六年調査にみられる

アメリカの農地所有の特質

高橋 伊 一 郎

アメリカ合衆国では、これまで農地所有についての資料は少なかった。ことに全國規模にわたるものは一層少く、わずかに一九〇〇年、一九二〇年センサスにみられたのみであり、それも賃貸農場の所有者について數項目の調査がなされているにすぎない。そこで農務省農業經濟局では、從來の農業センサスの不備を補うために、一九四五乃至四六年の冬、全國の農場五八六萬に對し平均三九分の一の割合をもつて農場所有者に調査表を郵送し、約三萬八千の回答をえた。ここでは主としてそれを集計し、説明を加えた Buis T. Inman and William H. Pippin: Farm Land Ownership in the United States, U.S.D.A., B.A.E., Miscellaneous Publication No. 699, 1949. によつて、アメリカにおける農地の所有關係の最近の狀況をみることにする。

この調査は屬地(農場)主義による任意抽出法をもちいている。したがつて屬地主義にともなう缺陷を免れないし、またサンプル

ル農場の代表性、回答率、集計方法あるいは質問事項に對する回答の不完全等に問題がないわけでない。後で數州について實地調査や非回答農家との照合等を行つて正確を期し、また相當の成果をあげているとみられるので、くわしい論議は別の機會にするとして、ここではもつぱらその資料を利用することにとどめる。ただところどころ日本の場合と比べているので次の二點だけ指摘しておく。(1)アメリカの統計で農地 (Land in farms) とはたんに作付地のみでなく、牧草地、林地、屋敷その他をも含むこと。なお合衆國全土一億九千萬エーカーのうちかかる農地總計は一億一千萬エーカー余で、約六割弱を占める(一九四五年)。(2)取引の對象は原則としてこれらを含めた農場單位であり、日本のように一枚當りの小耕地でない。アメリカの東北地方、北部中央地方では、どちらかといえば一農場について所有者一人というのが、一般的であるが、南部ではプランテーションにみられるように一人

の所有者が數農場を所有し(むしろ經營していると考えられる)、西部では、それとは逆に大放牧農場を二人以上で所有していることもある(七〇頁)。つまり後の二地方では、それだけ經營の單位と所有の單位とが喰違うわけであるが、日本の所謂「散掛式」のばあいほど甚しくないこと勿論である。

一 農地所有の構造

(1) 農地所有を個人有、會社有、公有およびインディアン有にわけてそれぞれの農地面積の割合をみると、第1表にみられるようになる。そのうち「その他」とあるのはこれら四分類のいずれにも入らないものであるが、その多くは組合有地 (Joint in partnerships) で、通常その性格は個人有よりも會社有に近い。なお残りの少しのうちにセンサス分類上の「エステート」(estate)がある(五頁)。1表にみられるように農地の大部分が個人有地になつており、會社有地をも含めると民有地は九割強となる。公有地は五%を占めているが、その大部分は西部地方にあつて放牧地である。インディアン有地も西部地方に比較的多くみられるが、サウス・ダコタ州オクラホマ州にも若干ある。だがそれらはインディアンを保護するために保留されたものであり、その總面積は三%にすぎない。

(2) 會社有地もその多くは西部にあり、一部が南部にある。その會社は農業、放牧、鐵道、工鑛業、金融業等である。農業會社によるものは主として農業を經營するために利用され、マネー

第1表 土地所有のタイプによる農場面積の割合：アメリカ 1946年

| 地 方 | 個 人 | 會 社 | 公 有 | イン ディ アン | その他 | 計 |
|-------------|------|-----|------|----------------|-----|-------------|
| | % | % | % | % | % | % |
| 合 衆 國 | 85.4 | 5.6 | 4.9 | 3.0 | 1.1 | 100 (1,142) |
| 東 北 方 | 96.3 | 2.9 | 0.3 | — | 0.5 | 100 (49) |
| 北 部 中 央 地 方 | 94.0 | 2.1 | 2.7 | 0.7 | 0.5 | 100 (399) |
| 南 部 地 方 | 88.5 | 4.4 | 2.3 | 0.2 | 1.6 | 100 (378) |
| 西 部 地 方 | 69.1 | 8.1 | 11.7 | 9.9 | 1.2 | 100 (316) |

(註) B. T. Inman & W.H. Fippin: *ibid.*, pp. 51, 52.

ヤー農場として經營される。しかしマネージャー農場の所有者のうちにはかかる農業會社以外のものもある。

工鑛業會社によるものは木材および鑛物採取目的が主となつており、大不況期に進行した金融機關による土地所有はその後個人に處分したものが多し。したがつて會社有地でたんなる投資目的とするものは少く、わずかに鐵道會社によるもの一部みられる程度にすぎない。以上のことから大企業による農地所有はそれほど大きな意味をもたず、むしろ問題は個人有地にあることがわかる。以下、主として個人有地に焦點をおいて考察する。

(3) 次に一九四五年農業

第2表 農地保有形態別、農場別、農場面積及び自小作地の割合：アメリカ 1900～45年

| 年 度 | 農 場 数 | | | 計 |
|------|-------|--------|------|-------------|
| | 自作農* | マネージャー | 借地農 | |
| 1900 | 63.7 | 1.0 | 35.3 | 100 (5,737) |
| 1910 | 62.1 | 0.9 | 37.0 | 100 (6,362) |
| 1920 | 60.9 | 1.1 | 38.1 | 100 (6,448) |
| 1925 | 60.7 | 0.6 | 38.6 | 100 (6,372) |
| 1930 | 56.7 | 0.9 | 42.4 | 100 (6,289) |
| 1935 | 57.2 | 0.7 | 42.1 | 100 (6,812) |
| 1940 | 60.7 | 0.6 | 38.7 | 100 (9,097) |
| 1945 | 67.6 | 0.7 | 31.7 | 100 (5,859) |

| 年 度 | 農 場 面 積 | | | 計 |
|------|---------|----------|------|-------------|
| | 自作農場* | マネージャー農場 | 借地農場 | |
| 1900 | 61.6 | 14.2 | 24.2 | 100 (5,737) |
| 1910 | 65.1 | 7.0 | 28.0 | 100 (6,362) |
| 1920 | 63.0 | 6.4 | 30.6 | 100 (6,448) |
| 1925 | 63.3 | 5.1 | 31.7 | 100 (6,372) |
| 1930 | 55.4 | 8.0 | 36.6 | 100 (6,289) |
| 1935 | 55.8 | 6.7 | 37.5 | 100 (6,812) |
| 1940 | 59.1 | 7.6 | 33.2 | 100 (9,097) |
| 1945 | 66.0 | 7.7 | 26.3 | 100 (5,859) |

| 年 度 | 自作地、小作地面積 | | | 計 |
|------|-----------|-------|-----|-----------|
| | 自作地** | 小作地** | | |
| 1900 | — | — | — | 100 (839) |
| 1910 | — | — | — | 100 (879) |
| 1920 | — | — | — | 100 (956) |
| 1925 | 56.3 | 39.1 | 100 | (924) |
| 1930 | 50.0 | 43.7 | 100 | (987) |
| 1935 | 49.6 | 44.7 | 100 | (1,055) |
| 1940 | 49.7 | 44.1 | 100 | (1,061) |
| 1945 | 53.0 | 37.7 | 100 | (1,142) |

(註) U.S. Census of Agr., 1945, Vol. II, pp. 144, 147, 158.

* 自小作農(場)をも含む。

** マネージャー農場地を含まない。1945年度について、マネージャー農場地の自・小作地を加えると、自作地 60.6%、小作地 39.4%の割になる。

センサスからえた第2表によつて土地保有形態別にみてる。ここでいう自作農(owners)とは経営地の全部(full owners)または一部(part owners)を所有する者をいい、マネージャーとは他人のために農場を經營して賃銀または俸給をもらう者をいう。そして借地農(tenants)とはその經營地の全部を賃借しているものである。(U. S. Census of Agr., 1945, Vol. II, p. 130～31.) それでみると、一九四五年度のアメリカの農家のうちで、自作農(full owners)が五六%、自小作農(part owners)が一

一%、借地農が三二%を占めているが、農地面積もほぼ同率で自作地六〇%、小作地四〇%となつてゐる。これを年代別にみると、マネージャー農場の農地については自小作別が不明なので除くことにして、一九三五年まで小作地の割合が増大しているが四〇年以降には減少している。しかも四五年度の割合は二五年度を下廻つてゐるからその急激な減り方に注目される。これを日本の農地改革前の状況と比べよう。日本では一九四七年(昭和二二年)で自・小作地の割合がそれぞれ六〇%、四〇%

となつていて、四五年年度のアメリカの場合と同率である。そこで當然次のような疑問がおこる。(a)このように多くの小作農や小作地が、日本では寄生地主的土地所有の基盤として働いたとすれば、アメリカではそのおそれはないかということである。(b)ところがアメリカの農業經濟學者は、最近のかかる自作農増加の趨勢はアメリカ農業經濟が安定化しつつあることをしめすものであるとしてきわめて樂觀的である。たんに借地農が減少する傾向にあるからというだけでなく、借地農や小作地の割合についてもさほど憂慮していない。何故か？また農地所有については、もはや問題は残つていないのであるか。これらのことを考えに入れたがら論をすすめよう。

(4) 所有者當り農地所有面積をみると第3表の通りである。ここでは男子所有者についてのみあげているが、一人當平均所有面積は男二三四エーカー、女一七六エーカーで、全體のうちで男の所有農地の割合が九割強となつているから、この表にみられる傾向がほぼ全體の趨勢をしめすものと思われる。そこで地方別にみると次のことがわかる。すなわち、(a)各地方別に單位當り經營面積の大きさが非常に違つている。いうまでもなく地方別に農業經營の形態が違つているからであろう。ところが所有單位當り面積もまた、ほぼ經營單位面積の大小と比例してといつていくらいに各地方別に變動している。(b)ところが地方別の變動がこのように大きいにも拘わらず、一地方についてみた場合の所有單位當り面積と經營單位當り面積との差はさほど大きくない。し

第3表 合衆國各地方別の單位當農地の所有
ならびに經營面積：1946年

| 地 方 別 | 男子所有者 ⁽¹⁾ | | 經營面積 ⁽²⁾ |
|-------------|----------------------|------------|---------------------|
| | 面 積 | 評價額 | |
| 合 衆 國 | エーカー 234 | 千冊 11.2 | エーカー 195 |
| 東 北 地 方 | 94 | 6.9 | — |
| ニユー・イングランド | — | — | 96 |
| 中 部 大 西 洋 岸 | — | — | 99 |
| 北 部 中 央 地 方 | 196 | 12.5 | — |
| 東 北 中 央 地 方 | — | — | 121 |
| 西 北 中 央 地 方 | — | — | 275 |
| 南 部 地 方 | 255 | 6.7 | 131 |
| 西 部 地 方 | 422 | 16.7 | 639 |

(註) (1) B. T. Inman & W.H. Fippin: *ibid.*, p. 9.
(2) U. S. Census of Agr., 1945, Vol. II, p. 23

たがつて以上のような地方別の平均數値についてみた限りでは、アメリカの農地所有の特徵の一つとして經營單位と所有單位との大きさがほぼ一致していることがあげられるであろう。但し南部では前者が小さく、逆に西部では後者が小さい。どちらかといえ南部では一人で數農場を所有する場合が多く、ことにプランテ

ーションには数戸のクローン経営があり、そのクローン経営は、農業センサスでは一経営とみなされている。逆に西部では、ことに大放牧農場で一つの農場を数人の者が所有する場合が多いからである。だがそのいずれの場合にしてもその傾向が若干強いというほどにすぎない。なお資料がないために、所有単位大いさの年代別趨勢を知り得なかつたこと、および本調査がサンプル調査であるために所有者の正確な数が不明であつたことは残念である。後の点についてむりをすれば推計できないこともないが、ここではふれないでおく。

(5) 第4表は農地所有者の割合を所有面積の廣狹別にみたものである。合衆國全體の農地所有者について、七〇エーカー未満、七〇—四九九エーカー、五〇〇—一、四九九エーカーおよび一、五〇〇エーカー以上の所有者をそれぞれ小、中、大および巨大農地所有者とすると、その割合はそれぞれ三八%、五五%、五%および二%となる。アメリカでは中農地所有者が多いといえよう。

ところでここにひとつの問題がある。農地所有の經濟的意味を考へるために分類するとすれば、分類の基準を何におくかということである。前に述べたように、アメリカのような廣大な土地にいろいろの經營形態があるところでは、たんなる農地面積だけで片づかぬことはいうまでもない。第5表は農地評價額を基準として前の第4表を再分類したものであるが、その計算手續を次のようにした。但しその農地評價額とは、回答者がその農場(農地、建物)を販賣するときの希望價格であり、きわめて客觀性を缺い

第4表 所有農地面積広別農地所有者數及び農地所有面積の割合：
アメリカ、1946年

| 地 方 | 農地面積 (エーカー) | | | | | | | | | |
|--------|-------------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|-------------|-------------|---------|
| | 10以下 | 10~29 | 30~69 | 70~136 | 140~219 | 220~499 | 500~999 | 1,000~1,499 | 1,500~2,499 | 2,500以上 |
| 農地所有者數 | % 8 | % 11 | % 19 | % 26 | % 16 | % 13 | % 4 | % 1 | % 1 | % 1 |
| 合衆國 | 14 | 16 | 21 | 28 | 13 | 7 | 1 | * | * | * |
| 北地方 | 4 | 6 | 15 | 31 | 22 | 16 | 4 | 1 | 1 | * |
| 東中央地方 | 8 | 13 | 22 | 24 | 13 | 12 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 南部地方 | 16 | 18 | 14 | 13 | 10 | 12 | 8 | 3 | 3 | 3 |
| 農地所有面積 | * | 1 | 4 | 11 | 11 | 19 | 13 | 6 | 7 | 28 |
| 合衆國 | 1 | 3 | 11 | 30 | 23 | 22 | 5 | 1 | 1 | 3 |
| 北地方 | 1 | 1 | 4 | 16 | 19 | 26 | 14 | 5 | 4 | 11 |
| 東中央地方 | * | 1 | 5 | 9 | 10 | 16 | 13 | 5 | 8 | 33 |
| 南部地方 | * | 1 | 2 | 3 | 4 | 10 | 14 | 9 | 13 | 44 |

(註) B. T. Inman & W. H. Fippin: *ibid.*, pp. 19, 20.
* 0.5% 未満

第5表 所有農地評價類別アメリカ農地所有者数
及び農地面積の割合：アメリカ、1946年

| 地 方 | 3.5千弗未 | 3.5～25千 | 25～70千 | 70千弗以上 | 計 |
|-------------|--------|---------|--------|--------|-----|
| | (小) | (中) | (大) | (巨大) | |
| 農地所有者数 | | | | | |
| 合 衆 國 | 38 | 55 | 5 | 2 | 100 |
| 東 北 地 方 | 39 | 56 | 5 | * | 100 |
| 北 部 中 央 地 方 | 19 | 68 | 11 | 2 | 100 |
| 南 部 地 方 | 49 | 45 | 4.5 | 1.5 | 100 |
| 西 部 地 方 | 51 | 34 | 10 | 5 | 100 |
| 農地面積 | | | | | |
| 合 衆 國 | 5 | 41 | 19 | 3.5 | 100 |
| 東 北 地 方 | 9 | 72 | 14 | 5 | 100 |
| 北 部 中 央 地 方 | 4 | 51 | 27 | 1.8 | 100 |
| 南 部 地 方 | 8 | 37 | 19 | 3.6 | 100 |
| 西 部 地 方 | 4 | 20 | 23 | 5.3 | 100 |

(註) 第4表より作成。
* 0.5未満

ているのであるが、(a)合衆國全體について、面積別分類をそのまま踏襲し、それぞれの農地面積の評價額に換算して分類の評價額基準を設ける。すなわち三・五千弗未満、三・五―二五千、二五―七〇千、七〇千以上をそれぞれ小、中、大、巨大農地所有とする。(b)第3表に見られる各地方別のエーカー1當平均農地

評價額によつて各地方の面積別農地評價額を算出し、これを(a)で決定した評價額基準による分類にあてはめてそれぞれの割合を算出した。もとよりいくつかの假定のものに算出したものであるから妥當性を欠くことが大きいと思われるが、そのねらいは、アメリカできわめて甚だしい地方別の差をいくらかでも少くすることにある。このようにして作られた第5表をみると農地所有者の地方別特徴について次のことがわかる。(a)合衆國全體において中農地所有者が五・五割を占めてもつとも多く、續いて小農地所有者が四割弱を占め、兩者を合計した中以下の農地所有者が全農地所有者の九五%弱となつてゐる。次に地方別にみると、(b)東北地方は、合衆國全體の傾向に非常によく似ており、巨大土地所有者は各地方のうちでももつとも少く、中以下の農地所有者が多い。(c)北部中央地方も合衆國全體の傾向と似ているが、特にここでは中及び大農地所有者が多い。(d)南部では中以下、ことに小農地所有者が多い。(e)西部では中農地所有者が少くなり、それ以外の小、大及び巨大農地所有者が多くなつてゐる。

(6) 次にこれらの農地所有者が所有する面積が問題となる。同じく第5表についてみよう。(a)合衆國全體についていえば、中及び巨大農地所有者の所有面積が大きい。日本では土地所有者についても、またその所有面積についても一町未満の小地主の比重が大きい(たとえば農地改革前の實際の調査によるものとして昭和一〇年の状態については、農地改革執務參考、第三五號、

一五頁)のに比べると、アメリカでは小農地所有者数の多い點で似ているが、その所有面積の割合が小さい點では異なる。(b)次に地方別にみて東北地方及び北部中央地方では、かかる合衆國の傾向に比べて巨大農地所有の比重が少く、とくに前者においてそうであつて、そこでは中農地所有の比重がますます大きい。後者では中及び大農地所有の比重が大きくなつてゐる。(c)南部では合衆國全體に比べて中農地所有の比重が少く、巨大及び小の兩極の農地所有がやや大きい。所有者數と關連させていえば約五〇%の農地所有者が僅か八%の農地しかもたぬのに、一・五%の農地所有者が三六%の農地をもつ。つまり南部では土地所有の集中がはつきりみられる。(d)西部では巨大農地所有の比重がきわめて大きくあらわれている。しかしここではカリフォルニア州の資本主義的集約農業と山岳部の放牧を主とする粗放農業とが區別されてないので、この數字がそのまま農地所有の集中をしめすものでない。巨大農地所有の比重はもつと小さくなると思われる。

二 農民および地主の農地所有

以上で農地所有の構造をみたので、次に農民および地主の農地所有についてややくわしく考察する。

(1) 第6表は農地保有の形態別に農地所有者をみたものである。ここでいう自小作農 (Part owner operator) とは所有農地の全部を自分で耕作するとともに、それ以上の農地を賃借して耕作する者であり、自作農 (owner operator) とは全所有地を耕

第6表 農地第表農地保有形態別農地所有者數及び所有面積の割合、一人當所有面積及び評價額：アメリカ、1946年

| 項 目 | 自小作農 | 自作農 | 自作地主 | 貸付地主 | 計 |
|----------------|-------------------|-----|------|------|------|
| 所有者數 | 11% | 56% | 15 | 18% | 100% |
| 所有面積 | 16 | 33 | 29 | 22 | 100 |
| 評價額 | 11 | 41 | 24 | 24 | 100 |
| 所有者一人當 所有面積 | エーカー 322 千弗 | 135 | 437 | 280 | |
| 評價額 | 10.8 弗 | 8.1 | 17.8 | 15.4 | |
| 一エーカー當評價額 | 33 | 60 | 41 | 55 | |

(註) Ibid., p. 21.

とは所有地の全部を賃貸する者をいう。さらに第五の分類として自小作地主 (Part-owner-operator landlord) もあるが、その數は所有者總數の〇・六を占めるにすぎないので自作地主にいれてある(二二頁)。

さてこの表から次のことがわかる。(a) 自作、自小作の農民

作し、また經營地の全部を所有する者である。自作地主 (owner-operator landlord) とは、經營地の全部を所有するがなおその上に所有地の他の部分を賃貸する者をいい、また貸付地主 (landlord)

による農地所有の割合は、所有者数にして三分の二、所有面積にして二分の一でかなり大きい。地主の土地所有の割合もそれに劣らないが、その中でも所有者数では貸付地主の割合が大きく、所有面積では自作地主の割合が大きい。合衆國では純然たる貸付地主の割合はそう大きなものでない。(b)この點所有者一人當りについてみると一層はつきりする。すなわち所有面積についても評價額についても自作地主の方が大きい。なおここで注意されるのは自小作農が自作農よりはるかに大きいことである。日本とは違つて合衆國の自小作農は、自作と小作の中間段階にあるというよりもむしろ自作が經營を擴大した形である場合がかなりあると考えられる。

(2) 次に所有面積廣狹別に各農地所有者の割合をみるとそれぞれの特徴が一層はつきりする。第7表によると、自作、自小作農民による農地所有者は七〇―五〇〇エーカー未満の中農地所有者がもつとも多くて半分を占め、七〇エーカー未満の小農地所有者がこれに次いで四五%を占め、五〇〇エーカー以上の大農地所有者はわずか五%にすぎない。それに比べて貸付地主、自作地主等の地主の農地所有では中以上の者が多い。その中でも中農地所有者の割合が六割以上七割近くも占めていることは、貸付地主の農地所有にしても大體一經營單位の大きさが大部分であることをしめす。とくに貸付地主においてはこの傾向がいちぢるしく、また自作地主に比べて五〇〇エーカー以上の大農地所有者の割合が少なくて七〇エーカー未満に多い。これらの點からも合衆國の地主の

第7表 農地保有形態別農地所有者の所有面積廣狹別構成：アメリカ、1946年

| 所有面積廣狹別 | 自小作農 | 自作農 | 自作地主 | 貸付地主 | 計 |
|-------------|------|-----|------|------|-----|
| 10エーカー未満 | 10 | % | 1 | 2 | 8 |
| 10~29 | 14 | | 5 | 6 | 11 |
| 30~69 | 21 | | 13 | 14 | 19 |
| 70~139 | 26 | | 25 | 27 | 26 |
| 140~219 | 14 | | 17 | 22 | 16 |
| 220~499 | 10 | | 21 | 19 | 13 |
| 500~999 | 3 | | 10 | 6 | 4 |
| 1,000~1,499 | 1 | | 3 | 2 | 1 |
| 1,500以上 | 1 | | 5 | 2 | 2 |
| 計 | 100 | | 100 | 100 | 100 |

(註) Ibid., p. 25.

特徴がうかがわれるが、以下、地主の農地所有についていまいしくわしくみてみる。

(3) 先にのべたことをもつとはつきりさせるために、地主のみについて構成をみると、第8表のごとくになる。まず自作地主が多いことがわかる。農地改革前の日本でも自作地主が多く、地主

第8表 所有面積廣狭別自作地主及び地主の割合：アメリカ 1946年

| 所有面積廣狭別 | (所有面積別地主数=100) | | | (自作および貸付地主数=100) | |
|-----------------------|----------------|------|---------------|------------------|-------------|
| | 自作地主 | 貸付地主 | 計 | 自作地主 | 貸付地主 |
| 70・未満 ^{エーカー} | % 45 | % 55 | % 100 (1,986) | % 19 | % 22 |
| 70~ 499 | 47 | 53 | 100 (6,337) | 63 | 68 |
| 500~1,499 | 61 | 39 | 100 (1,008) | 13 | 8 |
| 1,500 以上 | 70 | 30 | 100 (333) | 5 | 2 |
| 計 | 48 | 52 | 100 (9,664) | 100 (4,686) | 100 (4,978) |

(註) Ibid., p. 59 より計算。

一九四六年調査にみられるアメリカの農地所有の特質

總数の約四〇%を占めていたと推計されているが(一九四〇年推計)農地改革に關する統計資料、一六頁)アメリカではさらに多くて五〇%近くも占めている。つぎに所有面積廣狭別の地主總數のなかで、自作地主の占める割合をみると、五〇〇エーカー未満では、貸付地主の方

主における經營面積と貸付面積との關係も不明である。したがつて、たとえば日本では、農家總數に對する割合からして經營面積二―三町の農家、がもつとも地主的であり、そのことは日本の農家の上限が二―三町のところにあることと照應し、つまりそれ以上の土地を所有するものはむしろ地主化する、といわれているが、これに比べてアメリカの場合はどうかということはわからない。ただ日本では、このように土地所有面積の廣狭が地主化を決定する重要な要素としてあらわれているとすれば、それに比べてアメリカでは、所有面積の廣狭はさほど大きな要素としてみられないように思われる。

そこでもつと違つた點から地主の特徴を檢討することにしよう。

(4) いま第9表の年齢別構成をみると、所有者のうちで六五歳以上の考齡者の占める割合は、自作地主では三分の一強を占めていて、自自作や自作の場合より

第9表 農地保有形態別農地所有者の
年齢構成：アメリカ、1946年

| 年齢別 | 自小作農 | 自作農 | 自作地主 | 貸付地主 |
|-------|------|------|------|------|
| 35未満 | % 13 | % 10 | % 4 | % 4 |
| 35~44 | 26 | 21 | 14 | 9 |
| 45~54 | 30 | 26 | 22 | 17 |
| 55~64 | 21 | 24 | 26 | 25 |
| 65~74 | 9 | 15 | 24 | 27 |
| 75以上 | 1 | 4 | 10 | 18 |
| 計 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(註) Ibid., p. 60.

もはるかに大きな割合であることがわかる。さらにその割合は、貸付地主の方が自作地主よりも大きくて約四五%を占めている。それは何を意味するか。かかる問題をもふくめて次に職業別に地主をみよう。

(5) 第10表は農地所有者の職業別構成をみたものである。所有者の職業のきめ方は次の二間に對する回答者の答にのみよつたものである。「あなたの主たる職業は何だと考えますか。」「あなたはすでに農作業や農業經營の大部分または全部

第10表 農地保有形態別、農地所有者の職業構成：アメリカ、1946年

| 職 業 別 | 自小作農 | 自作農 | 自作地主 | 貸付地主 | 計 |
|----------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | % | % | % | % | |
| 農 民 | 92 | 74 | 61 | 20 | 65 |
| 隱 退 者 | 1 | 2 | 13 | 26 | 8 |
| 主 婦 | 1 | 1 | 3 | 12 | 3 |
| 實業家、自由業者 | 2 | 7 | 11 | 26 | 10 |
| 事務員、労働者 | 4 | 16 | 12 | 16 | 14 |
| 計 | 100人 (3,765) | 100人 (18,609) | 100人 (4,686) | 100人 (4,978) | 100人 (32,038) |

(註) Ibid., p. 61.

を他の人に引渡して農業から隠退しておりませんか。」かくして得られた回答者の職業を次の五つにわけた。農民 (farmer)、隠退農 (retired farmer)、主婦 (housewife)、實業家・自由業者 (business professional)、および事務員・労働者 (clerical laborer)。そのうち前三者は自明であるから後の二者についていうと、實業家・自由業者は實業家および醫師、辯護士、教師、技師、官吏等のみならず、さらにこれらの職業からの隠退者をもふくむ。事務員・労働者は事務 (clerical work) および熟練あるいは不熟練を問わず實業 (trade) に従事する者をふくみ、さらに少數ではあるが他の四つの職業に入らない者をもこれにいれてある。

この表によると、まず自作地主の四分の三が農民乃至隠退農で、農民として專業的に農業經營を行つてゐるか、あるいは以前に行つたものであることがわかる。のこりの四分の一は農業を副業としてかあるいは趣味としてしかやらぬ者である。ところが貸付地主においてもその半數近くの者がやはり農民乃至隠退農である。ここでいう貸付地主という範疇は、もともと全所有地を貸貸してゐるものであるから、職業としての農民の意味がはつきりしないが、ここでは貸付農場の經營について借地農(とくに分益借地農)を密接に監督指導しているような地主を指すのではないかと思われる。そうだとすると、貸付地主のうちでもその半ばは現に農業と密接な關係にあることになり、一應農業とは全く無縁であると考えられる地主は地主總數の四分の一でしかなくなる。さ

きに貸付地主の年令別構成を考察したときに、六五歳以上の老齢者が四五%を占めていることを指摘しておいたが、それは職業別にみた農民及び隠退農の四六%に對應するものではなからうか。もしそうだとすると合衆國の地主には農民の轉化した者が比較的に多く、農民が年を経るにしたがつて、一代のうちにはほほ自作→自作地主→貸付地主のコースをたどる形が考えられる。但し貸付地主のなかには他の流れをくむところの、農業にはあまり關係のない者（農民、隠退農以外）が五割強あり、職業別には、表にみられるように、實業家・自由業者が多い。

(6) 次に地主のうちで農場に居住するものの割合をみると、平均して約三分の二となる。

ここでいう農場とはおそらく自己の所有する農場の意であろうが、質問表にもこの點は明記されていない。これを自作地主と貸付地主とに分けると前者では八三%、後者で四四%となつてゐる。後者の割合は、ほほ、地主を職業別に分類したときの農民及び隠退農の割合に相當する。そして第11表にみられる地代収入を主な

第11表 自作地主及び貸付地主別地代を
主な収入源とする者の割合；アメリカ1946年

| 男女別 | 自作地主 | | 貸付地主 | | 計 | |
|-----|------|---------|------|----|----|---------|
| | % | 人 | % | 人 | % | 人 |
| 男 | 36 | (7,065) | 46 | 41 | 41 | (7,065) |
| 女 | 58 | (1,471) | 65 | 63 | 63 | (1,471) |
| 計 | 38 | (8,536) | 52 | 45 | 45 | (8,536) |

(註) Ibid., p. 39.

収入源とする者が純然たる貸付地主の中で四五%を占めていることも、やはりかかる農民の轉化した地主がそれに當るかと推察される。もしそうだとすれば、地代収入を主とする地主は、實は寄生地主ではなくてむしろ借地農を指導監督するところの、農業生産に密接に關與している地主ではなからうか。

それはさておき、地主の農場居住者の割合がこのように高率であるとすれば、所有農場と同一カウンティに居住する地主の割合はもつと高率になるであらう。もし自作地主の全部が同一カウンティに居住するものとし、純然たる貸付地主のうち農場外に居住する者の全部を農場所在のカウンティ外に居住すると假定しても、所在カウンティ外に居住する地主は、農地所有者總數のうちでわずかに九%弱を占めているにすぎない。それに比べて日本の都府縣における不在地主（所有地の所在市區町村外に居住する地主）の割合は、農地改革前に田で一八・九%、畑で一四・一%（一九四一年——農林大臣官房統計課、田畑所有状況調査、昭和一八年）であつた。

(7) では地主はいかなる方法で土地を取得したか。第12表によると贈與又は相続によつた者の割合は自作農、自作農かほほ同率で約五分の一であるが、自作地主及び貸付地主はいずれも三分の一強を占め、その中でも貸付地主の方がいくらか大きい。自分で購買した者の割合は贈與又は相続によつた場合とほほ逆の關係になつてゐる。しかし自分で購買した場合でも、それが贈與または相續財産を一旦處分したあとで買ったものか、それともまつたく

第12表 農地保有形態別農地所有者の農地取得方法別割合：アメリカ、1946年

| 農地取得の方法別 | 自小作農 | 自作農 | 自作地主 | 貸付地主 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 贈與又は相続 | 21.1% | 21.3% | 35.4% | 36.7% |
| 他人の | 72.5% | 74.3% | 57.2% | 57.1% |
| その他 | 6.4% | 4.4% | 7.4% | 6.2% |
| 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(註) Ibid., p. 39.

三 農業階梯

以上にみられるように、アメリカの地主は農業経営からまつたく分離し、地代収入を主とする階級としての巨大地主を形成しているものではない。むしろ農民による農地所有が優勢であり、地主にしてもその所有単位は経営単位とほぼ一致し、むしろ自作農の發展形態とささ考えられる場合が多い。このような農地所有の

自分の蓄積によるものか、その區別は明瞭でない。ともかく最近の傾向として農業経営規模が擴大されてくるにつれて、農場取得の方法のうちで贈與又は相続によるものの比重が大きくなつてきたといわれている。この傾向は、アメリカの農業社會の特色をしめすものとして考えられている農業階梯に關連してきわめて重要な意味をもつ。次にその點を考察しよう。

特色は、實はアメリカ農業における家族規模を單位とする自作農經營のプリンシプルに對應する形態であるとみられるが、その點の論及はここでは省略する。しかしかかるプリンシプル及びそれに對應した農地所有形態等、それらの基礎は自由競争的な農業社會にある。農業階梯とはこのように自由な農業社會のアメリカ的な現われに他ならない。つまり農業賃労働者から出發しても、一代のうちに借地農を経て農場所有者にまで到達しうるチャンスが十分にある、というきわめて流動的なものであつた。したがつて、農業階梯が存在するかぎりある程度の借地農が存在することは當然であらうし、むしろアメリカでは三割程度の存在は正當であるとする論者もある。それだけにまたアメリカでは農業階梯が存在しているか、あるいは存在するとしてもその内容に重大な變化がないかということの検討が重要とならう。

まず第13表をみられたい。先にふれたように、合衆國の農地所有者のうちで男子は農地所有者數の八・九割、農地所有面積の九・一割を占めているが、この表はその男子所有者について農業階梯の諸類型別にみたものである。大づかみにいうと、本表から次の五點が知られる。

(1) 合衆國の農地所有者の約三分の一弱は農業階梯の基本型を上昇したものである。もし父の農場で無賃で手傳うP段階のみを缺いた場合をもふくめると四割強に達する。つまり合衆國では農業階梯がまだ健在であるといえる。とくに北部中央地方において著しく、東北地方には少い。但しHをもつてしめされる農業賃

第13表 農業階梯の諸型別にみた男子土地所有者の割合：アメリカ 1946年

| 農業階梯の諸型 | 合衆國 | 東 北 方 地 | 北 部 中 央 地 方 | 南 部 地 | 西 部 地 方 |
|-----------------------------------|-----|------------|----------------|----------|------------|
| A. 農業階梯の基本型を上昇した者 | | | | | |
| 1. P/HRO型 | 16 | 6 | 20 | 17 | 10 |
| 2. P/HNRO型 | 15 | 8 | 17 | 15 | 15 |
| B. 所有者になる前には、借地農 又は賃労働者しか経験せぬ者 | | | | | |
| 3. H/RO型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 4. H/RNO型 | 8 | 13 | 7 | 6 | 10 |
| C. 父の農場の手伝からすぐ所有 者となつた者 | | | | | |
| 5. PO型 | 13 | 15 | 17 | 19 | 16 |
| 6. PNO型 | 27 | 32 | 23 | 29 | 32 |
| D. 所有者になる前には、何ら農 業経験なき者 | | | | | |
| 7. NO型 | 10 | 22 | 9 | 9 | 12 |
| E. 自作農となつたことのない地 主 | | | | | |
| 8. PL型 | * | * | * | * | * |
| 9. R/NL型 | 1 | * | 1 | * | * |
| 10. P/HL型 | * | * | * | * | * |
| 11. P/HNL型 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 |
| 12. HL型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(註) Ibid., p. 56 より作成。* は 0.5% 未満。

P：父の農場で、勞賃をもらわないで働く者、H：賃労働者、N：農業
外の就業者、R：借地農、O：自作農、L：地主の諸段階をさす。

勞働者とは、家族の一員でしかも勞賃報酬を得ている者をも含むのか、含むとしてもそれはどの程度の割合を占めているか明らかでない。

(2) ところが他方、農地所有者の約半分は P/H → O 型をとり、借地農段階を缺いている。ことに南部及び西部に比較的这个傾向が著しい。また農業賃労働者段階を缺くものもほぼ同じ割合を占めている。つまり農業階梯において、賃労働者及び借地農段階の意義は豫期されたほど重要ではない。しかもこれら兩段階の意義がうすれつつあることは、一九二〇年と比較した第14表によつて明らかであろう。

(3) P/H → O 型は相續、贈與による自作化を豫想させるものであるが、事實北部中央地方についてみると、第15表におけるように相續、贈與によつて自作化した場合が最も大きい。農業階梯の諸類型のうちで P/H → O 型が最も大きな割合を占め、しかも二〇年度に比べてもその重

第14表 階梯別土地所有者の割合の比較：1919, 1946年

| 農業階梯の型 | Spillman の研究1919年* | 1946年土地 所有者調査* |
|--------|-----------------------|-------------------|
| PHRO型 | 21 | 19 |
| PHO 型 | 13 | 17 |
| PRO 型 | 32 | 25 |
| PO 型 | 34 | 39 |
| 計 | 100 | 100 |

(註) R. Barlowe and J. F. Timmons, What Has Happened to the Agricultural Ladder, J. of F. E., Feb., 1950, p. 42.

* Spillman の研究は、イリノイ、アイオワ、カンサス、ネブラスカ及びミネソタの五州の農場 2,112 についての調査であるので、1946年データの範囲もほぼそれらの諸州を中心とする中央西部諸州13州をとつてある。

一九四六年調査にみられるアメリカの農地所有の特質

一八〇

要性を増していることは、農業階梯の上昇にあつて、かかる形の家族援助の役割がますます大きくなつていゝことをしめすものであろう。

(4) このように農業階梯を上昇する場合に相續贈與の役割が増大していることは、逆にいうと、かかる機會のない借地農が固定化する傾向を打出してくるおそれがないであらうか。たとえば北部中央地方で農業階梯の基本型を上昇した者においても、まったく購買のみよつた者はわずかに四分の一にすぎない。また第16表でもわかるように、借地農のなかでも親戚(父、養父等)から賃借りしている場合は一五—二二%の高率を占め、これを考慮す

第15表 農業階梯の諸型別土地取得方法の割合：合衆國北部中央地方、1946年

| 農業階梯の型 | 贈與 又は 相續 | 贈與又は 相續との 組合せ | 購入 | 贈與又は相 續によらぬ もの組合せ | ホームステ ッド、抵當 執行その他 | 總計 |
|---------------------|----------------|---------------------|----|-------------------------|-------------------------|-----|
| 所有者總數 | 12 | 16 | 67 | 3 | 2 | 100 |
| 男子所有者 | 8 | 16 | 71 | 3 | 2 | 100 |
| 女子所有者 | 40 | 16 | 38 | 2 | 4 | 100 |
| 自作農の経験をもつ 男子所有者 | 7 | 17 | 72 | 3 | 1 | 100 |
| P/HRO 型 | 6 | 18 | 72 | 3 | 1 | 100 |
| P/HNRO型 | 4 | 13 | 81 | 1 | 1 | 100 |
| H/RO 型 | 9 | 13 | 72 | 5 | 1 | 100 |
| H/RNO 型 | 6 | 6 | 82 | 4 | 2 | 100 |
| PO 型 | 10 | 23 | 61 | 4 | 2 | 100 |
| PNO 型 | 7 | 19 | 69 | 3 | 2 | 100 |
| NO 型 | 7 | 9 | 81 | 2 | 1 | 100 |
| 自作農の経験をもた ぬ男子所有者 | 12 | 17 | 67 | 1 | 3 | 100 |

(註) R. Barlowe and J. F. Timmons, bid., Ip.43, 但し、データは B. T. Inman and W. H. Fippin の前掲書にみられたと同じく1946年農地所有者調査に基づく。

第16表 地主のうちで農地のうちで借地または養子であるもの
割合：アメリカ 1946年

| 地 方 | | 割 合 |
|-----|-------|-----|
| 合 | 東 北 西 | 17 |
| | 東 北 西 | 12 |
| | 東 北 西 | 21 |
| | 東 北 西 | 15 |
| | 東 北 西 | 15 |

(註) B. T. Inman & W. H. Fippin: *ibid.*, p. 45.

13表によると、同じような型の農業階梯を経た所有者のなかでも、農場を購入した者の割合は農業以外の職業に従事したことのある場合の方が大きい。たとえば P/HRO型と P/HNRO型、あるいは H/RO型と H/RNO型をそれぞれ比較してみよ。かくて農業以外の就業と農地の購入にむけられる資本の蓄積との関係、あるいは農工業間の労働力移動の關係が問題となりはしないか。

以上のように、アメリカ合衆国では、農業階梯が存在しているとしてもその内容には相當の變化を來しており、いわば農業社會におけるきわめて流動的なアメリカ的體制が變りつつある。かかる事情を基礎にはじめて本稿冒頭の(3)でのべた問題も理解できるのであるが、それもまた省略することとし、ここでは(a)

れば獨力で農業階梯を昇ろうとする者はますます窮地においつめられることとなる。

(5) さらに現所有者のうちには農業以外の職業に従事したことのある者が六四%もある。しかも前掲第

説の如きものではないが、さりとて(b)説のように手放して樂觀できないことだけを指摘するに止める。

(研究員)